

議案第55号

天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等  
の一部改正について

天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を  
次のように改正しようとする。

令和2年9月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等  
の一部を改正する条例

(天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改  
正)

第1条 天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(平  
成12年9月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合  
(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平  
均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用  
年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特  
例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を  
次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合  
(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平  
均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用  
年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特  
例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(天理市介護保険条例の一部改正)

第3条 天理市介護保険条例(平成12年3月天理市条例第9号)の一部を次の  
ように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（天理市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第4条 天理市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（天理市道路占用料に関する条例の一部改正）

第5条 天理市道路占用料に関する条例（昭和29年9月天理市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第6条 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例附則第2項、第2条の規定による改正後の天理市国民健康保険条例附則第3条、第3条の規定による改正後の天理市介護保険条例附則第6条、第4条の規定による改正後の天理市後期高齢者医療に関する条例附則第2条、第5条の規定による改正後の天理市道路占用料に関する条例附則第2項及び第6条の規定による改正後の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第5項の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の期間に対応する天理市税外収入金、天理市国民健康保険の保険料、天理市介護保険の保険料、天理市後期高齢者医療の保険料、天理市道路占用料及び天理都市計画下水道事業の受益者負担金（以下「税外収入金等」という。）に係る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する税外収入金等に係る延滞金については、なお従前の例による。